

新潟県立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

新潟県教育委員会規則第3号

新潟県立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則

新潟県立学校管理運営に関する規則（昭和32年新潟県教育委員会規則第6号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（修業年限） <b>第4条</b> 県立学校の修業年限は、次のとおりとする。 （1）～（4）（略）</p>	<p>（修業年限） <b>第4条</b> 県立学校の修業年限は、次のとおりとする。 （1）～（4）（略） <u>（5） 幼稚園</u> <u>1年ないし3年</u></p> <p><b>第6章 幼稚園</b></p> <p><u>（休業日）</u> <b>第50条の2</b> <u>第8条の規定は、幼稚園に準用する。</u> <u>この場合において、同条第3項中の「定時制の課程」は、「幼稚園」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>（教育課程）</u> <b>第50条の3</b> <u>幼稚園は、幼稚園教育要領を基準として、教育課程を編成するものとする。</u> <b>2</b> <u>幼稚園長（以下この章において「園長」という。）は、その年度において実施する教育課程について、毎年4月30日までに、委員会に届け出なければならない。</u></p> <p><u>（教材の取扱）</u> <b>第50条の4</b> <u>幼稚園は、適切と認められる教材を使用し、教育内容の充実に努めるものとする。</u> <b>2</b> <u>前項に規定する教材の選定に当っては、保護者の経済的負担について考慮しなければならない。</u> <b>3</b> <u>園長は、第1項に規定する教材を使用するときは、その使用開始の14日前までに、委員会に届け出なければならない。</u></p> <p><u>（入園、休園、復園及び修了証明）</u> <b>第50条の5</b> <u>園長は、幼児の入園、休園及び復園を許可し、保育の修了を証明する。</u></p> <p><u>（職員の編制）</u> <b>第50条の6</b> <u>幼稚園には、学校教育法第27条第1項に規定する職員のほか、次のうち必要な職員を置く。ただし、特別な事情があるときは、教頭を置かないものとする。</u> <b>（1） 養護教諭</b></p>

<p style="text-align: center;"><b>第6章 雑則</b></p>	<p>(2) <u>助教諭</u></p> <p>(3) <u>養護助教諭</u></p> <p>(4) <u>講師</u></p> <p>(5) <u>事務職員</u></p> <p>(6) <u>用員</u></p> <p>2 <u>教頭については、委員会が別に定めるところにより、副園長と称することができる。</u></p> <p>3 <u>幼稚園には、事務をつかさどる事務長（事務職員に限る。）を置くことができる。</u></p> <p>4 <u>第28条の2及び第28条の4の規定は、幼稚園に準用する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（高等学校の規定の準用）</u></p> <p><u>第50条の7 第7条、第9条の2、第14条、第15条、第17条、第23条第1項、第23条の2から第23条の4、第25条第2項及び同条第3項、第27条、第29条から第29条の3まで、第36条及び第40条の2から第42条までの規定は、幼稚園に準用する。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第7章 雑則</b></p>
--	---

**附 則**

この規則は、令和7年4月1日から施行する。